

## 【スノーパークイェティで、スキーをなさる方へ】

このスキー場では、皆様の安全を守るために最善の努力をつくしています。

皆さまは、次のことがらをよくご理解の上、別に定められた「スキー場の行動規則」を守って、事故のないようにしてください。

(スノーボーダーは「スキー」を「スノーボード」と読み代えてください。)

1. スキーには、次のような特有の危険があることを承知の上、これをご自分の注意により避けるようにしてください。

- ①雪・風・霧など、天候による危険
- ②がけ・凸凹など、地形による危険
- ③アイスバーン・雪崩など、雪の状態による危険
- ④岩石・立木など、自然の障害物による危険
- ⑤リフト施設・建物・雪上車両など、人工の障害物による危険
- ⑥他のスキーヤーとの接触による危険
- ⑦みずからの失敗による危険

2. スキー場管理区域の外に出ないでください。

管理区域内でもコースに設定されていない所には出ないでください。

3. 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動は、お止め下さい。

4. 当スキー場では、この告知およびスキー場の行動規制の無視・軽視による事故には責任を負いかねます。

以上のことがらを承認できない方は、このスキー場でのスキー場をお断りします。

また、以上のことがらを守れない方は、退場していただく場合があります。

## 【スキー場の行動規則】

1. 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
2. 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
3. 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
4. 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
5. 滑り出す時、合流する時、斜面を横切る時は、上をよく見て安全を確かめなければならない。
6. コースの中で座り込んで서는ならない。狭い場所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。
7. 登るとき、歩くとき、止まる時は、コースの橋を利用しなければならない。
8. スキーやスノーボードには流れ止めをつけなければならない。
9. 場内秩序・掲示・標識・場内放送等を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
10. 事故にあった時は救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
11. 入場券等の転売は、してはならない。

財団法人 日本鋼索交通協会  
社団法人 日本職業スキー教師協会  
日本スノーボード協会

財団法人 全日本スキー連盟  
全国スキー安全対策協議会